

令和3年4月14日
事務連絡

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中
中核市

全国社会福祉協議会 御中

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課生活困窮者自立支援室

「仕事をお探しの皆様へ ハローワークからのお知らせ」の
パンフレットについて（協力依頼）

先般、令和3年2月1日付け事務連絡「仕事をお探しの皆様へ ハローワークからのお知らせ」のパンフレット等について」により、労働局・ハローワークの支援施策等についてご案内させていただいたところです。

労働局・ハローワークの支援施策が生活困窮者の相談窓口を利用される方へ充分伝わっていないとの声があり、仕事をお探しの方や生活にお困りの方向けのパンフレットを作成したもので、自立相談支援機関及び社会福祉協議会において、窓口に来所された方でハローワークの支援が必要と判断される方に対しご活用いただくようお願いをしているところです。

今般、本パンフレットの一部が更新（※参照）されましたので、あらためまして本パンフレットをご活用いただき、支援が必要な方への周知をお願いいたします。

※更新内容

3頁目の職業訓練受講給付金について：支給要件を緩和する特例措置※の導入を追記

- ※ ・本人収入月8万円以下→シフトで働く方などは月12万円以下
- ・仕事で訓練を欠席する日をやむを得ない欠席とする

4頁目の職業訓練について：働きながら受講する方向けの短期間訓練コースの設定を行った旨を追記

5頁目のトライアル雇用制度について：新型コロナウイルス感染症の影響により離職した方について、シフト減で実質的に離職状態にある方を含む旨を追記

なお、各ハローワークにおいても、地域の自立相談支援機関及び社会福祉協議会に対して、管轄のハローワーク等の連絡先を記載したパンフレット等を、巡回相談のタイミング等に随時手交するため訪問することとしています。

都道府県におかれましては、管内市町村（指定都市・中核市を除く）への周知をお願いいたします。

全国社会福祉協議会におかれましては、都道府県・市町村社会福祉協議会への周知をお願いいたします。

以上

仕事をお探しの皆様へ ハローワークからのお知らせ

ハローワークのサービス

ハローワークでは、皆様の就職活動を支援するため、様々なサービスを行っています。

★ ハローワークにおける就職活動の流れ

① 申込み

まず、ハローワークにて求職申込みの手続きを行ってください。
ハローワークインターネットサービスをご利用いただければ、ご自身のパソコンやスマートフォンなどから事前に仮登録することもできます。



(ハローワーク
インターネット
サービス)

② 職業相談を受ける

就職活動の進め方や、ご自身に合った仕事選びについてのアドバイスを受けられます。

仮登録の際は、以下のバナーをクリックしてください。

求職申込み（仮登録）

③ 求人選び

ハローワークに設置されている端末や、ご自身のパソコン・スマートフォンなどから、ハローワークインターネットサービスにアクセスすることで、全国の求人をチェックすることができます。ハローワーク職員と一緒に、希望条件に合う求人を探すこともできます。

④ 企業への紹介

ハローワーク職員が企業へ連絡し、応募方法や面接日時・場所などをご案内します。求人内容について不明なことがあれば、ハローワークから企業に確認しますので、ご相談ください。

⑤ 面接を受け、採用！

★ その他のサービス

就職支援に役立つセミナー

面接対策や応募書類の作成方法、適職探しのヒント、ビジネスマナー、業界研究など様々な就職支援セミナーを実施しています。



職業訓練

希望する仕事に就くために必要なスキルや知識を身につけたい方には、公的職業訓練（ハロートレーニング）をあっせんしています。



専門支援窓口

高齢の方、障害がある方など、専門的な支援を行う窓口を設置しています。ハローワークによっては、子育てをしながら働きたい方を対象に、キッズコーナーを設置するなど、お子さま連れでも安心して相談できる環境を整備しています。

(ハローワーク内のキッズコーナー)



その他にも様々なサービスをご用意しています。

お問い合わせは最寄りのハローワーク・労働局まで



求職者支援制度のご紹介

★ こんな支援をしています

- 雇用保険を受給できない方を対象とした職業訓練の制度です。
- 要件を満たす場合に、職業訓練を受講している間の生活を支援するための給付金（月額10万円）を受け取ることができます。

★ こういう方にご活用いただいています

- 再就職を考えている方で、やりたい仕事はあるが経験やスキルがない方
- 入社後すぐに役に立つ専門的・実践的なスキルを身につけたい方

給付金を受け取ることができる場合は？

職業訓練受講給付金（月額10万円）は、以下の全ての要件を満たす場合に、受け取ることができます。

- 本人収入が月8万円以下
- 世帯全体の収入が月25万円以下
- 世帯全体の金融資産が300万円以下
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- 全ての訓練実施日に出席している
(やむを得ない理由がある場合でも8割以上出席している)
- 世帯の中に同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいない
- 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない

※ 新型コロナウイルスの影響を受けて休業されている方や、シフトが減少した方などが、働きながら訓練を受講しやすくするため、令和3年9月30日まで次の要件を緩和しています。

- ・本人収入月8万円以下→シフトで働く方などは月12万円以下
- ・仕事で訓練を欠席する日をやむを得ない欠席とする

お問い合わせは最寄りのハローワークまで

職業訓練（ハロートレーニング）のご紹介

★ こんな支援をしています

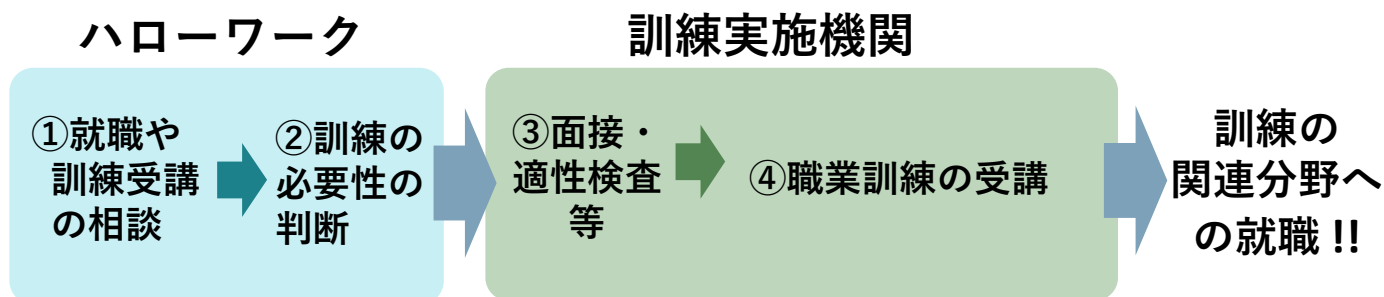
- 職業訓練（ハロートレーニング）には
 - ・雇用保険を受給できない方向けの求職者支援訓練（求職者支援制度）
 - ・雇用保険を受給できる方向けの公共職業訓練

があり、就職に役立つ技能や知識を身につけるための職業訓練を**無料**で受けることができます。

※ テキスト代などの実費は有料です。

- 介護福祉、IT、事務、製造、デザイン等の様々な分野の訓練があります。
- 訓練期間は2～6か月、訓練時間は1日5～6時間程度です。
 - ※ 働きながら訓練を受講する方向けに、2か月未満の短期間コースや1日5時間未満の短時間コースも実施されます。

職業訓練（ハロートレーニング）受講までの流れ



訓練コースの例

訓練コース	関連する資格（例）
介護サービス科（介護系）	介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修
WEBサイトクリエイター科（情報系）	WEBクリエイター能力認定試験
電気設備技術科（製造系）	第二種電気工事士、消防設備士
医療事務科（事務系）	医療事務認定実務者試験、表計算検定、ワープロ検定
OA事務科（事務系）	簿記検定、表計算検定、ワープロ検定、社会人常識マナー検定

お問い合わせは最寄りのハローワークまで

トライアル雇用制度のご紹介

★ こんな支援をしています

- トライアル雇用は、一定期間まずは企業で試用で働き、期間終了後に双方が合意すれば正式採用になる制度です。
(これまで、約8割の方が正式採用になっています。)
- トライアル雇用期間中は、労働基準法などの法律が適用され、賃金も支払われます。
- 多くの企業からトライアル雇用の求人をいただいています。
- ハローワークの職員が、自分に向けた仕事探しのサポートもします。
- 令和3年2月より、対象となる方の範囲を拡充しました。
(下記⑥参照)

★ こういう方にご活用いただいています

- 職業経験、技能、知識の不足などで、最初から正式採用として働くことに不安のある方。
- 仕事内容や企業の雰囲気について、理解を深めてから働いてみたい方。

お問い合わせは最寄りのハローワーク・労働局まで

トライアル雇用の対象者

次のいずれかにあてはまる方が対象となります。

対象労働者

- ① 2年以内に2回以上離職又は転職を繰り返している方
- ② 離職している期間が1年を超えている方
- ③ 育児などで離職し、安定した職業に就いていない期間が1年を超えている方
- ④ 55歳未満でハローワーク等で個別支援を受けている方
- ⑤ 特別の配慮を要する方（生活保護受給者など）
- ⑥ 令和2年1月24日以降に新型コロナウイルス感染症の影響により離職した方（シフト減で実質的に離職状態にある方を含む）であって、離職期間が3か月を超え、これまで経験のない仕事をすることを希望する方（新規追加）

※労働時間が週30時間以上の場合のみ対象となります。

⑥の新型コロナウイルス感染症の影響により離職した方については、労働時間が週30時間以上の場合だけでなく、週20時間以上～30時間未満の場合も対象となります。

各都道府県労働局へのお問い合わせ先

労働局名	電話番号	労働局名	電話番号
北海道	011-738-1012	滋賀	077-526-8609
青森	017-721-2000	京都	075-241-3268
岩手	019-604-3004	大阪	06-4790-6300
宮城	022-299-8061	兵庫	078-367-0800
秋田	018-883-0007	奈良	0742-32-0208
山形	023-626-6109	和歌山	073-488-1160
福島	024-529-5338	鳥取	0857-29-1707
茨城	029-224-6218	島根	0852-20-7016
栃木	028-610-3555	岡山	086-801-5103
群馬	027-210-5007	広島	082-502-7831
埼玉	048-600-6208	山口	083-995-0380
千葉	043-221-4081	徳島	088-611-5383
東京	03-3512-1653	香川	087-811-8922
神奈川	045-650-2800	愛媛	089-943-5221
新潟	025-288-3507	高知	088-885-6051
富山	076-432-2782	福岡	092-434-9801
石川	076-265-4427	佐賀	0952-32-7216
福井	0776-26-8609	長崎	095-801-0040
山梨	055-225-2857	熊本	096-211-1703
長野	026-226-0865	大分	097-535-2090
岐阜	058-245-1311	宮崎	0985-38-8823
静岡	054-271-9950	鹿児島	099-219-8711
愛知	052-219-5504	沖縄	098-868-1655
三重	059-226-2305		